

京都大学白眉センター／東京大学大学院法学政治学研究科附属法・政治デザインセンター 主催
「集会の自由」シンポジウム開催のお知らせ

京都大学法学研究科 教授 毛利透

この度、中央ヨーロッパから五名の研究者をお招きして、下記の要領で集会の自由に関する国際シンポジウムを開催することになりました。

記

1 開催概要および日時・方法等

(1) シンポジウム名

和：『リベラルな集会の自由論』の可能性——中央ヨーロッパと日本との対話から（仮）
英：「Reimagining “Liberal Freedom of Assembly”: From a Dialogue between Central Europe and Japan」

(2) 開催日時・場所

①東京シンポジウム

日時：2026年3月23日（月）

場所：東京大学本郷地区キャンパス 法3号館801会議室

（正門を入り、右手の「法学部研究室」と書かれた建物の8階にお越しく下さい）

開催校主催者：大西 楠・テア（東京大学・法学政治学研究科教授）

シンポジウム名：「集会の自由の意義の再検討——他の法領域との緊張と対話（仮）」

“Reexamining the Significance of Freedom of Assembly:
Tensions and Dialogue with Other Legal Fields”

②京都シンポジウム

日時：2026年3月26日（木）

場所：京都大学吉田キャンパス 法経済学部本館 第十一教室

開催校主催者：毛利透（京都大学・法学研究科教授）

シンポジウム名：「集会の自由と『場』のアクセス保障

——中央ヨーロッパ諸国の実践と日本からの応答（仮）」

"The Right to the 'Place' of Assembly:

Practices in Central European Countries and Replies from Japan"

(3) 開催方法・使用言語

①、②ともに対面・オンライン併用の予定です。使用言語は英語（通訳なし）となります。

(4) 参加対象者

広く研究者、院生、学生の参加を歓迎いたします。このほか、当該「『集会の自由』シンポジウム開催のお知らせ」を直接受け取った方以外にご関心のある方にもご自由に

お知らせくだされば幸いです。

(5) 参加方法

別添フライヤーの QR コードから参加登録をお願いいたします。開催が近づきましたら、オンライン参加のリンクや当日の資料が登録されたメール宛てに送信されます。参加に関するお問い合わせは、フライヤー記載のメールアドレスまでお願いいたします。

2 シンポジウムの目的・企画趣旨

本シンポジウムは、「集会の自由」という基本的人権保障に関する理論・実践を比較憲法的手法により考察することによって、現在グローバルな次元で急速に進行し、その統制が急務とされる「集会の自由」規制に対する解決策を提示し、もって日本の比較法、とりわけ比較憲法の発展に寄与することを目的とする。

集会の自由は、民主的意思を形成するための重要な基本権であるが、それと同時に「革命」的モメントを有するために、古今東西を問わず広範な規制の対象となってきた。したがって、集会の自由をどの程度保障するのか、という問題は、まさに民主制の重要な試金石となる可能性を秘めている。

集会の自由はこうした重要性を持ちながら、これまで重厚かつ精緻な理論的検討がなされてきたとはいいがたい。我が国においても、「集会」という基本的人権の固有性を捨象するような記述も少なくなく、長きにわたり、同じく憲法 21 条で保障するところの「表現の自由」の一形態とされてきたほか、「集会・結社」として他の基本的人権とひとくくりに論じられてきた事情がある。これに対し、近時、集会の自由は「忘却されてきた」自由権なのであり、その独自性としての「身体性」、すなわち個人が身体を「集める」ことをもって達成される点で「小さき人々」のための人権であること、そして時にこうした身体性が国家権力、特に警察権力と生に対峙しなければならないリスクを持ち合わせながらも、デモンストレーションを行う特殊性が再認識されている。

以上の状況に鑑み、本シンポジウムはヨーロッパ、とりわけ現在集会規制の「実験場」としての中央ヨーロッパ諸国との比較法研究を通して、「集会の自由」保障のあるべき態様につき考察する。ヨーロッパにおいては、古くから「集会法」という集会に関する規律を定める国が多く、集会の自由を可能とする「保障」と一定の制限をかける「規律」にまつわる緻密な議論が現在まで連綿と続いている。しかしながら、近時、ポーランドやハンガリーをはじめ、リベラルな「集会の自由」構想から一転し、後者の「規律」ないし「規制」に非常に強いアクセントが置かれるようになってきている。こうした状況に対して憲法学者の視点から批判的検討を行う本シンポジウムは、とりわけ公共空間で行われるデモンストレーションを危険視し、数々の条例や、公的施設の管理規制などで集会の自由の行使可能性を制限してきた我が国にとっても法理の発展をもたらすことが期待される。本シンポジウムでは、中央ヨーロッパ諸国の憲法学者らとの対話を行うことで、ひいては我が国の「集会の自由」保障の再

考を促し、さらなる将来的な学術交流の布石とするものである。

3 招聘研究者およびその略歴

招聘研究者は、以下の五名となります。

(1) Prof. Anna Tarnowska (Nicolaus Copernicus 大学教授 (ポーランド))

Nicolaus Copernicus 大学における研究グループ、International Research Group on the Assembly Law の座長を務める。主にポーランドとドイツの法制史を専門とする。博士論文である *“Prussian legal regulation in the history of local administration in the Second Republic of Poland (1918–1939)”* により Nicolaus Copernicus 大学で博士号を取得、助教として勤務したのち、プロイセン王国時代のポーランド市民に対する取り扱いを論じた教授資格論文、*“Weil XY Pole ist”* を同大学に提出し 2019 年から教授として精力的に学術貢献を行う。ドイツ国法学にも通じており、ドイツ・パッサウ大学にて学術助手を務めた経験も持つ。近年は、ポーランド公法学の紹介のほか、国際学会で比較法の理解促進に向け、多くの学術論文および研究滞在を積極的に行っている。

(2) Prof. Agnieszka Bien-Kacała (Szczecin 大学教授 (ポーランド))

憲法やジェンダー法、比較法を専門とする。2004 年に博士論文 *“The rule of imposing taxes in the Polish Constitution of 1997”* を Nicolaus Copernicus 大学に提出し博士号を取得。2013 年に提出した論文、*“The Sources of Internal Law in the Polish Constitution of 1997”* により教授資格を得たのち、2015 年から 2022 年まで同大学で教授として精力的に研究を行う。2022 年 10 月から Szczecin 大学教授となる。ポーランド政府の「法律の合憲性」委員会メンバーとして 2019 年～2023 年にかけて活動し憲法の専門家として国内で活躍すると同時に、インド・マニプル大学の客員教授を務めるなど、積極的に国際的な舞台上で学術交流を行っている。

(3) Prof. Lóránt Csink (Szeged 大学/ Pázmány Péter Catholic 大学教授 (ハンガリー))

憲法・比較法を主な専門としつつ、統治から人権まで幅広いテーマで研究を行う。2008 年にブタペストの Károli Gáspár 大学で最優等で博士号を取得（博士論文題目：*“The role of head of states in Europe with special regard to the status of the President of Hungary”*）。2018 年に Pázmány Péter Catholic 大学より博士号を授与される（論文題目：*“Separation of Powers and Constitutional Adjudication”*）。同大学では 2011 年から勤務し、現在大学教授として勤務する傍ら、Szeged 大学においても教授として 2024 年から教鞭をとる（法学部長）。このほか、ハンガリー政府のデータ保護、人権保護に関わる部局、さらには憲法裁判所の法律顧問として貢献を行ってきた。

(4) Prof. Marieta Safta (Titu Maiorescu 大学教授 (ルーマニア))

憲法・EU 法・比較法を専門とする。Bucharest 大学を卒業したのち、The Bucharest University of Economic Studies 大学で博士号を取得。Craiova 大学にて教授資格論文を 2019 年に提出し、2022 年から現職。このほか、現在まで Bucharest 大学や Alexandru Ioan Cuza 大学などで憲法や EU 法に関する講義を行う。欧州評議会ベニス委員会においてもルーマニア政府側の代表として活躍する (Liaison Officer of the Romanian Constitutional Court) ほか、ルーマニア司法省および憲法裁判所の法律専門家、2024 年からブカレストの国際商業会議所 (CCIR) の仲裁人を務める。ルーマニア憲法および比較法の観点から数多くの論文を自ら執筆する傍ら、ルーマニアの憲法に関するジャーナル *Revista de Drept Constituional/ Constitutional Law Review* の編集長として貢献を行う。

(5) Dr. Tomasz Kucharski (Nicolaus Copernicus 大学ポスドク研究者 (ポーランド))

主に法制史を専門とする。2017 年、Nicolaus Copernicus 大学に提出した博士論文 “*Actions and resolutions of electoral Diets in Polish Lithuanian Commonwealth between 1632 and 1733.*” により博士号を取得。ポーランド・リトアニア共和国 (1569-1793) の政治制度の歴史のほか、18 世紀から 20 世紀にかけてのヨーロッパにおける憲法の歴史などの研究を行う。多くの英語論文を発表するほか、ドイツ・ヴェルツブルクの法制史プログラムに研究奨励費を取得して滞在するなど比較法への造詣も深い。現在、行政の歴史や公文書法の講義も受け持ち、国際会議で数多くの報告を行っている。

4 タイムスケジュール

(1) 東京大学シンポジウムについて

東京シンポジウム

「集会の自由の意義の再検討

——他の法領域との緊張と対話 (仮)」

“Reexamining the Significance of Freedom of Assembly: Tensions and Dialogue with Other Legal Fields”

2026 年 3 月 23 日 (月) 於：東京大学本郷地区キャンパス 法 3 号館 801 会議室

13:00~18:00

開催趣旨：

集会の自由は表現の自由と並び、民主制の根幹を成す基本権とされてきた。しかしながら、集会やデモの意義やその固有性に再び光が当てられたのは実に最近のことである。本シンポジウムでは、集会の自由がその他の諸領域——警察法、刑法、民法、さらには公衆衛生法、情報法をはじめとする——との緊張関係を時にもたらすと同時に、どのようにこれら諸領域との対話をもたらされ、集会の自由の意義から法理の修正がもたらされるのか、中央ヨーロッパ諸国における諸問題を通して再検討を行う。

- 13 : 00~13 : 05 「開会の挨拶」：大西 楠・テア（東京大学・法学政治学研究科教授）
- 13 : 05~13 : 10 「本企画の趣旨と挨拶」：門田美貴（京都大学・法学研究科／白眉センター 特定助教）
- 13 : 10~13 : 20 「ポーランドにおける集会の自由プロジェクトとその背景事情——歴史的考察もふまえて（仮）」：Prof. Anna Tarnowska（Nicolaus Copernicus 大学教授（ポーランド））
- 13 : 20~13 : 45 第一報告「"Freedom of Assembly in Post-1990 Poland: Conflicting Protected Values"（仮）」：
Prof. Anna Tarnowska（Nicolaus Copernicus 大学）
- 13 : 45~14 : 10 第二報告「" Freedom of Assembly, Elections, and Political Party Activity: Historical and Contemporary Perspectives"（仮）」：
Dr. Tomasz Kucharski (Nicolaus Copernicus 大学ポスドク研究者（ポーランド））
- 14 : 10~14 : 35 第三報告「Assemblies in Europe - Introduction to jurisprudence of the ECtHR.（仮）」：
Prof. Agnieszka Bień-Kacała（Szczecin 大学教授（ポーランド））
——休憩（15分）——
- 14 : 50~15 : 15 第四報告「"Freedom of assembly in a social context"（仮）」：
Prof. Lóránt Csink (Szeged 大学/ Pázmány Péter Catholic 大学教授（ハンガリー））
- 15 : 15~15 : 40 第五報告「Freedom of Assembly and Other Fundamental Rights: Interactions and Limits（仮）」：
Prof. Marieta Safta (Titu Maiorescu 大学教授（ルーマニア））
——休憩（15分）——
- 15 : 55~16 : 20 第六報告「我が国の集会の自由規制の合憲性審査の現状の課題（仮）」：
門田美貴（京都大学）
- 16 : 20~16 : 45 第七報告「比較法的観点から見た集会の自由の意義／"Significance of the freedom of assembly from the perspective of comparative law"（仮）」：
毛利透（京都大学）
- 16 : 45~ 質疑応答&ディスカッション
- 17 : 45~ 閉会の挨拶：毛利透（京都大学）
-

(2) 京都シンポジウムについて

京都シンポジウム
「集会の自由と『場』のアクセス保障
——中央ヨーロッパ諸国の実践と日本からの応答（仮）」
"The Right to the 'Place' of Assembly
— Practices in Central European Countries and Replies from Japan"

2026年3月26日（木） 於：京都大学吉田キャンパス 法経済学部本館 第十一教室
13：00～18：00

開催趣旨：

集会の自由は人々が集う場所を必要とする。こうした記述は一見自明のこゝろのように思えるが、いわゆる金沢市庁舎前広場における集会目的の使用禁止が問題となったように、集会の用に供される場所はそう多くはない。人々が実効的に集会の自由を行使するための集会の「場」へのアクセスを保障するための理論を中央ヨーロッパ諸国からの示唆を通して探る。

- 13：00～13：10 「本企画の趣旨と挨拶」：門田美貴（京都大学 法学研究科／
白眉センター 特定助教）
- 13：10～13：20 「ポーランドにおける集会の自由プロジェクトの概説と東京シンポジウムの振り返り（仮）」：Prof. Anna Tarnowska (Nicolaus Copernicus 大学)
- 13：20～14：10 第一報告「"Space and the Legal Nature of Assemblies: Polish Legal Regulations and Practice"（仮）」：
Prof. Anna Tarnowska (Nicolaus Copernicus 大学)
Dr. Tomasz Kucharski (Nicolaus Copernicus 大学)
——休憩（5分）——
- 14：15～14：40 第二報告「Assemblies and space - standards in the jurisprudence of the ECtHR.（仮）」：
Prof. Agnieszka Bień-Kacała (Szczecin 大学)
——休憩（10分）——
- 14：50～15：15 第三報告「"How to Measure Demonstrations? - A Quantitative Method"（仮）」：
Prof. Lóránt Csink (Szeged 大学/ Pázmány Péter Catholic 大学)
- 15：15～15：40 第四報告「The Effectiveness of Public Assemblies: Assessing the Impact（仮）」：
Prof. Marieta Safta (Titu Maiorescu 大学)

——休憩（15分）——

15：55～16：20 第五報告「慰霊の場の『厳粛』と集会の自由：広島市平和記念式典の事例からの考察 “Solemnity” of Memorial Sites and Freedom of Assembly: Reflections from the Hiroshima Peace Memorial Ceremony（仮）」：
曾我部真裕（京都大学・法学研究科教授）

16：20～16：45 第六報告「集会の自由の水平的効果と「場」の保障（仮）“The horizontal effect of freedom of assembly and the access right to the ‘place’ of assembly ”」：
門田美貴（京都大学）

——休憩（10分）——

16：55～ 質疑応答&ディスカッション

17：45～ 閉会の挨拶：毛利透（京都大学）

※両シンポジウムのタイトル・スケジュールは仮のものであり、変更となる可能性があります。また、両日ともシンポ終了後にささやかな懇親の場を設ける予定です。ご登録の参加者に個別に詳細をご連絡いたします。人数把握の関係から 2026年3月10日（火）を懇親会参加締切としますので、参加希望の方はお早めにご登録をお願い申し上げます。

以上

この度招聘する研究者たちは、集会の自由についてアメリカ・ヨーロッパの国際会議で研究成果を還元してきましたが、日本の研究者との学術交流を強く望み、1年以上の構想期間のちによりやく来日が実現しました。学術的能力の高さもさることながら、非常にオープンな姿勢で精力的に研究を行っており、日本の方たちとの交流を心待ちにしています。一人でも多くの皆さまのご参加をお待ちしております。

※本シンポジウムは、京都大学白眉センター／東京大学大学院法学政治学研究科附属法・政治デザインセンター主催のイベントであり、京都大学白眉プロジェクトおよび科研費（23K01086・25K16497）の助成を受けたものである。また、本研究は、Nicolaus Copernicus 大学における研究グループ、International Research Group on the Assembly Law の共同研究成果の一部である。